

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十九号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表総務局の項中「行政管理課」を「業務プロセス改革課」に改め、同表地域政策局の項中「地域政策総務課」の次に「地域力創造課」を加え、「過疎地域振興課」を「中山間地域振興課」に改め、同表農林水産局の項中「園芸産地推進課」を「農業産地推進課」に改める。

第七条危機管理課の項第一号中「庶務」の下に「及び経理」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 危機管理監内の連絡調整に関する事。

第八条総務課の項第一号中「庶務」の下に「及び経理」を加え、同項第二十七号を第二十八号とし、第二号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 総務局内の連絡調整に関する事。

第八条人事課の項第二号中「勤務条件」の下に「及び休業」を加え、同項第十六号中「行政管理課」を「業務プロセス改革課」に改め、同条行政管理課の項を次のように改める。

業務プロセス改革課

一 定員管理並びに事務の配分及び委任に関する事。

二 行政運営の総合調整に関する事。

三 業務プロセスの再構築に関する事。

四 情報化施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関する事。

五 行政事務のシステム化の企画及び総合調整に関する事。

六 地域情報化施策の推進に関する事。

七 電子自治体の推進に関する事。

八 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）に関する事。

九 電子申請システム及び公共施設予約システムに関する事。

十 社会保障・税番号制度に関する事。

十一 市町情報化の支援に関する事。

十二 情報システムの評価及び改善に関する事。

十三 行政ネットワークに関する事。

十四 基幹となる行政事務のシステム基盤及びシステム間の総合調整に関する事。

十五 広島県指定管理者選定委員会に関する事。

第八条福利課の項第九号を削る。

第九条地域政策総務課の項第一号中「庶務」の下に「及び経理」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 地域政策局内の連絡調整に関する事。
- 三 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）に関する事。

第九条地域政策総務課の項第四号から第九号までを削り、第十号を第四号とし、同項の次に次のように加える。

地域力創造課

- 一 地域振興施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関する事。（都市圏魅力づくり推進課及び中山間地域振興課の所掌に属するものを除く。）

- 二 地域振興計画の策定に関する助言及び総合調整に関する事。（都市圏魅力づくり推進課及び中山間地域振興課の所掌に属するものを除く。）

- 三 総合交通対策に関する事。

- 四 地方交通対策に関する事。

第九条過疎地域振興課の項を次のように改める。

中山間地域振興課

- 一 中山間地域振興施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関する事。
- 二 広島県中山間地域振興条例（平成二十五年広島県条例第四十四号）に関する事。
- 三 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）に関する事。
- 四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）に関する事。
- 五 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）に関する事。
- 六 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）に関する事。
- 七 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）に関する事。

- 八 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に関する事。

- 九 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）に関する事。

第九条市町行財政課の項第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

- 十九 県と市町との連携強化に関する総合調整に関する事。

第十条環境県民総務課の項第一号中「庶務」の下に「及び経理」を加え、同項第二号を次のように改める。

- 二 環境県民局内の連絡調整に関する事。

第十条環境県民総務課の項第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

- 九 広島県環境県民局補助金等審査会に関する事。

第十条人権男女共同参画課の項第九号中「財団法人広島県女性会議」を「公益財団法人広島県男女共同参画財団」に改め、同条県民活動課の項第八号を削り、同項第九号中「広島県

青少年環境整備審議会」を「広島県青少年健全育成審議会」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同条学事課の項に次の一号を加える。

九 広島県いじめ問題調査委員会に関すること。

第十条環境保全課の項第八号中「関すること。」の下に「（自然環境課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条自然環境課の項中第十五号を第十六号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 瀬戸内海環境保全特別措置法に関すること。（自然海浜保全地区に係るものに限る。）

第十条産業廃棄物対策課の項第九号中「財団法人広島県環境保全公社」を「一般財団法人広島県環境保全公社」に改める。

第十一条健康福祉総務課の項第一号中「庶務」の下に「及び経理」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 健康福祉局内の連絡調整に関すること。

第十一条子ども家庭課の項中第二十四号を第二十六号とし、第二十三号を第二十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十四 広島県児童死亡事案検証委員会に関すること。

第十一条子ども家庭課の項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 少子化対策に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

第十一条被爆者支援課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会に関すること。

第十一条医務課の項に次の二号を加える。

十五 広島県歯科技工士国家試験委員会に関すること。

十六 広島県衛生検査所精度管理専門委員会に関すること。

第十一条健康対策課の項中第二十五号を第二十七号とし、第二十四号の次に次の二号を加える。

二十五 広島県難病認定審査会に関すること。

二十六 広島県小児慢性特定疾患認定審査会に関すること。

第十一条薬務課の項中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 広島県献血推進審議会に関すること。

第十二条商工労働総務課の項第一号中「庶務」の下に「及び経理」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 商工労働局内の連絡調整に関すること。

第十二条商工労働総務課の項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 広島県商工労働局補助金等審査会に関すること。

第十二条商工労働総務課の項第十八号を同項第十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

十八 公益財団法人ひろしま産業振興機構の指導に関すること。

第十二条産業政策課の項第十五号中「広島県産業科学技術研究所」を「ひろしま産学共同研究拠点」に改め、同条観光課の項第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 魅力ある観光地の形成に関すること。

第十三条農林水産総務課の項第一号中「庶務」の下に「及び経理」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 農林水産局内の連絡調整に関すること。

第十三条農林水産総務課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「財団法人広島県農林振興センター」を「一般財団法人広島県農林振興センター」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条農業担い手支援課の項第二号中「集落農場型農業生産法人」を「集落法人」に改め、同項第五号中「農地保有合理化事業」を「農地中間管理事業」に改め、同項に次の八号を加える。

十五 農業振興地域の整備に関すること。

十六 農事調停及び和解の仲介に関すること。

十七 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に関すること。

十八 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）に関すること。

十九 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）に関すること。

二十 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）に関すること。

二十一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十四条の八に規定する土地の配分計画に関すること。

二十二 自作農財産事務に関すること。

第十三条園芸産地推進課の項を次のように改める。

農業産地推進課

一 園芸産地の構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること。

二 園芸作物の生産及び流通に関すること。（販売推進課の所掌に属するものを除く。）

三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）に関すること。

四 農作物の種苗の生産等に関すること。

五 食の安全・安心に関すること。（健康福祉局食品生活衛生課の所掌に属するものを

除く。)

- 六 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)に関する事。
- 七 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七十七号)に関する事。
- 八 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)に関する事。
- 九 農用地に係る土壌の保全に関する事。
- 十 環境保全型農業の推進に関する事。
- 十一 有機性資源循環利用の推進に関する事。
- 十二 穀類の生産等に関する事。
- 十三 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百一十一号)に関する事。
- 十四 農業の機械化に関する事。
- 第十三条農業技術課の項中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、第九号から第十五号までを削り、第十六号を第五号とし、第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第六号とし、第二十号を第七号とし、第二十一号を第八号とし、同条森林保全課の項第八号中「財団法人広島県農林振興センター」を「一般財団法人広島県農林振興センター」に改め、同条農業基盤課の項第二号中「農業技術課」を「農業担い手支援課」に改め、同項に次の一号を加える。
 - 十 中山間地域等直接支払事業の推進に関する事。
- 第十四条土木総務課の項第一号中「庶務」の下に「及び経理」を加え、同項第二号を次のように改める。
 - 二 土木局内の連絡調整に関する事。
- 第十四条土木総務課の項中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。
 - 十 広島県公共事業評価監視委員会に関する事。
- 第十四条建築課の項第八号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同項中第二十二号を第二十三号とし、第十一号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。
 - 十一 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)に規定する低炭素建築物の普及の促進のための措置に関する事。
- 第十四条営繕課の項に次の一号を加える。
 - 六 広島県建築設計者選定委員会に関する事。
- 第十八条会計総務課の項第一号中「庶務」の下に「及び経理」を加え、同項第七号中「行政管理課」を「業務プロセス改革課」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
 - 二 会計管理部内の連絡調整に関する事。

第十九条第一項の表総務局の部人事課の款の次に次のように加える。

業 務 課	<p>広島県指定管理 者選定委員会</p>	<p>広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する 条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の規定に基づき、 知事の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定に必要な事 項について調査審議すること。</p>
-------	---------------------------	---

第十九条第一項の表環境県民局の部環境県民総務課の款に次のように加える。

<p>広島県環境県民 局補助金等審査 会</p>	<p>知事の諮問に応じ、環境県民局における補助金等の交付の 申請の内容について審査すること。</p>
----------------------------------	--

第十九条第一項の表環境県民局の部県民活動課の款中

を

業 務 課	<p>広島県青少年問 題協議会</p>	<p>地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号） 及び広島県青少年問題協議会設置条例（昭和二十八年広島 県条例第五十一号）の規定に基づき、青少年の指導、育成、 保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項 を調査審議し、並びにこれらの事項に関し、関係行政機関 相互の連絡調整を図り、並びに知事及び関係行政機関に対 して意見を述べること。</p>
業 務 課	<p>広島県青少年環 境整備審議会</p>	<p>広島県青少年健全育成条例の規定に基づき、知事の諮問に 応じ、青少年の健全育成を図る上で有益な映画、図書、書 籍等の推奨、青少年に有害な図書類、興行、玩具及び広告 物の指定及びその取消しに関する事項その他青少年を取り 巻く環境整備に関する事項を調査審議すること。</p>

業 務 課	<p>広島県青少年健 全育成審議会</p>	<p>広島県青少年健全育成条例の規定に基づき、知事の諮問に 応じ、青少年の健全育成を図る上で有益な映画、図書、書 籍等の推奨、青少年に有害な図書類、興行、玩具及び広告 物の指定及びその取消しに関する事項並びに青少年の健全 な育成に関する総合的施策の策定につき必要な事項その 他青少年の健全な育成に関し必要な事項について調査審議 すること。</p>
-------	---------------------------	---

に改め、同表環境県民局の部学事課の款に次のように加える。

<p>広島県いじめ問 題調査委員会</p>	<p>いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第 二十八条第一項に規定する重大事態のうち、調査が必要と 知事又は教育委員会が判断したものについて調査すること。</p>
---------------------------	--

第十九条第一項の表健康福祉局の部こども家庭課の款に次のように加える。

広島県児童死亡 事案検証委員会	知事の諮問に応じ、虐待による児童の死亡事案を検証するために必要な事項について調査審議すること。
--------------------	---

第十九条第一項の表健康福祉局の部こども家庭課の款の次に次のように加える。

被爆者支援課	広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当及び健康管理手当の支給の認定について審査すること。
--------	------------------------	--

第十九条第一項の表健康福祉局の部医務課の款に次のように加える。

広島県歯科技工士国家試験委員会	広島県衛生検査所精度管理専門委員会	歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定による歯科技工士国家試験について調査審議すること。 臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所における検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項について調査審議すること。
-----------------	-------------------	--

第十九条第一項の表健康福祉局の部健康対策課の款に次のように加える。

広島県難病認定審査会	広島県小児慢性特定疾患認定審査会	原因不明で、治療方法が確立していない難病に関し、医療費助成の対象患者となるかどうかについて審査すること。 小児慢性疾患のうち、原因不明で、治療方法が確立していない難病に関し、医療費助成の対象患者となるかどうかについて審査すること。
------------	------------------	--

第十九条第一項の表健康福祉局の部薬務課の款に次のように加える。

広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十条第四項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議すること。
------------	---

第十九条第一項の表商工労働局の部中

を

職業能力開発課	広島県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法の規定に基づき、知事の諮問に応じ、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議すること。
---------	--------------	--

商工労働局	広島県商工労働局補助金等審査会	知事の諮問に応じ、商工労働局における補助金等の交付の申請の内容について審査すること。
-------	-----------------	--

課 務 総	
職 業 能 力 開 発 課	<p>広島県職業能力 開発審議会</p> <p>職業能力開発促進法の規定に基づき、知事の諮問に応じ、 職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項 を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係 行政機関に建議すること。</p>

に改め、同表土木局の部土木総務課の款に次のように加える。

広島県公共事業 評価監視委員会	知事の諮問に応じ、公共事業の事業評価について調査審議 すること。
--------------------	-------------------------------------

第十九条第一項の表土木局の部に次のように加える。

営 繕 課	広島県建築設計 者選定委員会	知事の諮問に応じ、県の発注する建築設計業務において、技 術提案又は設計提案の内容等に基づき契約の相手方を選定す るための審査を行うこと。
-------	-------------------	--

第十九条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に規定するもののほか、広島県附属機関設置条例（平成二十六年広島県条例第三号）第二条第二項の規定により、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する附属機関として広島県公募型プロポーザル選定委員会を置き、その主管課は、当該契約に係る事務を所掌する課とする。

第二十三条広島県西部総務事務所の部総務第二課の項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第三十二条広島県西部県税事務所の部滞納整理第一課及び滞納整理第二課の項中「（自動車税課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同部自動車税課の項第一号中「徴収」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三十九条第二項を削る。

第四十二条広島県西部厚生環境事務所の部厚生課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「関すること。」の下に「（債権管理に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第十四号とし、同項中第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げ、同部環境管理課の項第五号中「大気汚染防止法」の下に「、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を加え、同条広島県西部東厚生環境事務所の部厚生課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十一号までを一号ずつ繰り

上げ、同部環境管理課の項第五号中「大気汚染防止法」の下に「、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を加え、同条広島県東部厚生環境事務所部厚生課の項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同部環境管理課の項第五号中「大気汚染防止法」の下に「、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を加え、同条広島県北部厚生環境事務所の部厚生課の項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同部環境管理課の項第五号中「大気汚染防止法」の下に「、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を加える。

第四十五条第二項を削る。

第四十六条の表広島県西部厚生環境事務所広島支所の項中「、福祉課」を削る。

第四十七条広島県西部厚生環境事務所広島支所の部厚生課の項第九号を第十二号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の三号を加える。

五 母子及び寡婦福祉法に関すること。

六 生活保護法に関すること。（債権管理に係るものに限る。）

七 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。（安芸郡府中町の区域に係るものを除き、債権管理に係るものに限る。）

第四十七条広島県西部厚生環境事務所広島支所の部福祉課の項を削り、同部衛生環境課の項第六号、広島県西部厚生環境事務所呉支所の部衛生環境課の項第六号及び広島県東部厚生環境事務所福山支所の部衛生環境課の項第六号中「大気汚染防止法」の下に「、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を加える。

第五十二条生活衛生課の項第十二号及び第五十七条衛生環境課の項第四号中「家畜保健衛生所」を「畜産事務所」に改める。

第七十四条広島県西部農林水産事務所の部農村振興課の項第四号中「集落農場型農業生産法人」を「集落法人」に改め、同項第八号中「農地保有合理化事業」を「担い手への農地集積」に改め、同項第九号を削り、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 新規就農対策に関すること。

第七十四条広島県西部農林水産事務所の部農村振興課の項第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同項第十四号中「関すること。」の下に「（米穀の流通の監視に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 地産地消の推進に関すること。

第七十四条広島県西部農林水産事務所の部農村振興課の項第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十八号とし、同部農村整備第一課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 中山間地域等直接支払事業の推進に関すること。

第七十四条広島県東部農林水産事務所の部農村振興課の項第四号中「集落農場型農業生産法人」を「集落法人」に改め、同項第八号中「農地保有合理化事業」を「担い手への農地集積」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 新規就農対策に関すること。

第七十四条広島県東部農林水産事務所の部農村振興課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同項第十四号中「関すること。」の下に「（米穀の流通の監視に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 地産地消の推進に関すること。

第七十四条広島県東部農林水産事務所の部農村振興課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、同部農村整備課の項第三号中「県営土地改良事業等」を「土地改良事業等」に改め、同項第九号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 中山間地域等直接支払事業の推進に関すること。

第七十四条広島県東部農林水産事務所の部農村整備課の項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 農業基盤の資源保全に関すること。

第七十四条広島県北部農林水産事務所の部農村振興課の項第四号中「集落農場型農業生産法人」を「集落法人」に改め、同項第八号中「農地保有合理化事業」を「担い手への農地集積」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 新規就農対策に関すること。

第七十四条広島県北部農林水産事務所の部農村振興課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同項第十四号中「関すること。」の下に「（米穀の流通の監視に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 地産地消の推進に関すること。

第七十四条広島県北部農林水産事務所の部農村振興課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十八号とし、同部農村整備第一課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 中山間地域等直接支払事業の推進に関すること。

第七十九条広島県西部農林水産事務所呉農林事業所の部農村振興課の項第四号中「集落農場型農業生産法人」を「集落法人」に改め、同項第八号中「農地保有合理化事業」を「担い手への農地集積」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 新規就農対策に関すること。

第七十九条広島県西部農林水産事務所農林事業所の部農村振興課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同項第十四号中「関すること。」の下に「(米穀の流通の監視に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 地産地消の推進に関すること。

第七十九条広島県西部農林水産事務所農林事業所の部農村振興課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、同条広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所の部農村振興課の項第四号中「集落農場型農業生産法人」を「集落法人」に改め、同項第八号中「農地保有合理化事業」を「担い手への農地集積」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 新規就農対策に関すること。

第七十九条広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所の部農村振興課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同項第十四号中「関すること。」の下に「(米穀の流通の監視に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 地産地消の推進に関すること。

第七十九条広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所の部農村振興課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十八号とし、同条広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所の部農村振興課の項第四号中「集落農場型農業生産法人」を「集落法人」に改め、同項第八号中「農地保有合理化事業」を「担い手への農地集積」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 新規就農対策に関すること。

第七十九条広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所の部農村振興課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同項第十四号中「関すること。」の下に「(米穀の流通の監視に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 地産地消の推進に関すること。

第七十九条広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所の部農村振興課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を削り、第二十号を第十八号とする。

第一百条の表広島県西部建設事務所呉支所の項中「工務第一課、工務第二課」を「工務課」に改める。

第一百一条広島県西部建設事務所呉支所の部中「工務第一課及び工務第二課」を「工務課」に改める。

第百三条中「、仁賀ダム」を削り、同条の表広島県西部建設事務所東広島支所の部広島県西部建設事務所東広島支所仁賀ダム管理事務所の項を削る。

第百二十三条第一号中「集落農場型農業生産法人等」を「集落法人等」に改める。

第百二十九条第三号中「センター」の下に「及びひろしま産学共同研究拠点」を加える。

第百三十条第二項の表食品工業技術センターの部中「凍結含浸本格普及プロジェクトチーム」を削り、同表農業技術センターの部中「広島レモン利用促進プロジェクトチーム」を削る。

第百三十一条第二項食品工業技術センターの部凍結含浸本格普及プロジェクトチームの項を削り、同条第二項農業技術センターの部総務部の項中「、課及びプロジェクトチーム」を「及び課」に改め、同部生産環境研究部の項中「（果樹研究部及び広島レモン利用促進プロジェクトチーム）」を「（果樹研究部）」に、「管理第二課、果樹研究部及び広島レモン利用促進プロジェクトチーム」を「管理第二課及び果樹研究部」に、「のうち、果樹研究部及び広島レモン利用促進プロジェクトチーム」を「管理第二課及び果樹研究部」に、「のうち、果樹研究部及び広島レモン利用促進プロジェクトチーム」を「のうち、果樹研究部」に改め、同部広島レモン利用促進プロジェクトチームの項を削り、同条に次の一項を加える。

3 西部工業技術センター生産技術アカデミーは、前項に規定する事務のほか、ひろしま産学共同研究拠点の設備の利用に関する事務を分掌する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。